

令和5年度特別支援教育推進計画

校番(2) 呉市立広南小学校

1 学校教育目標

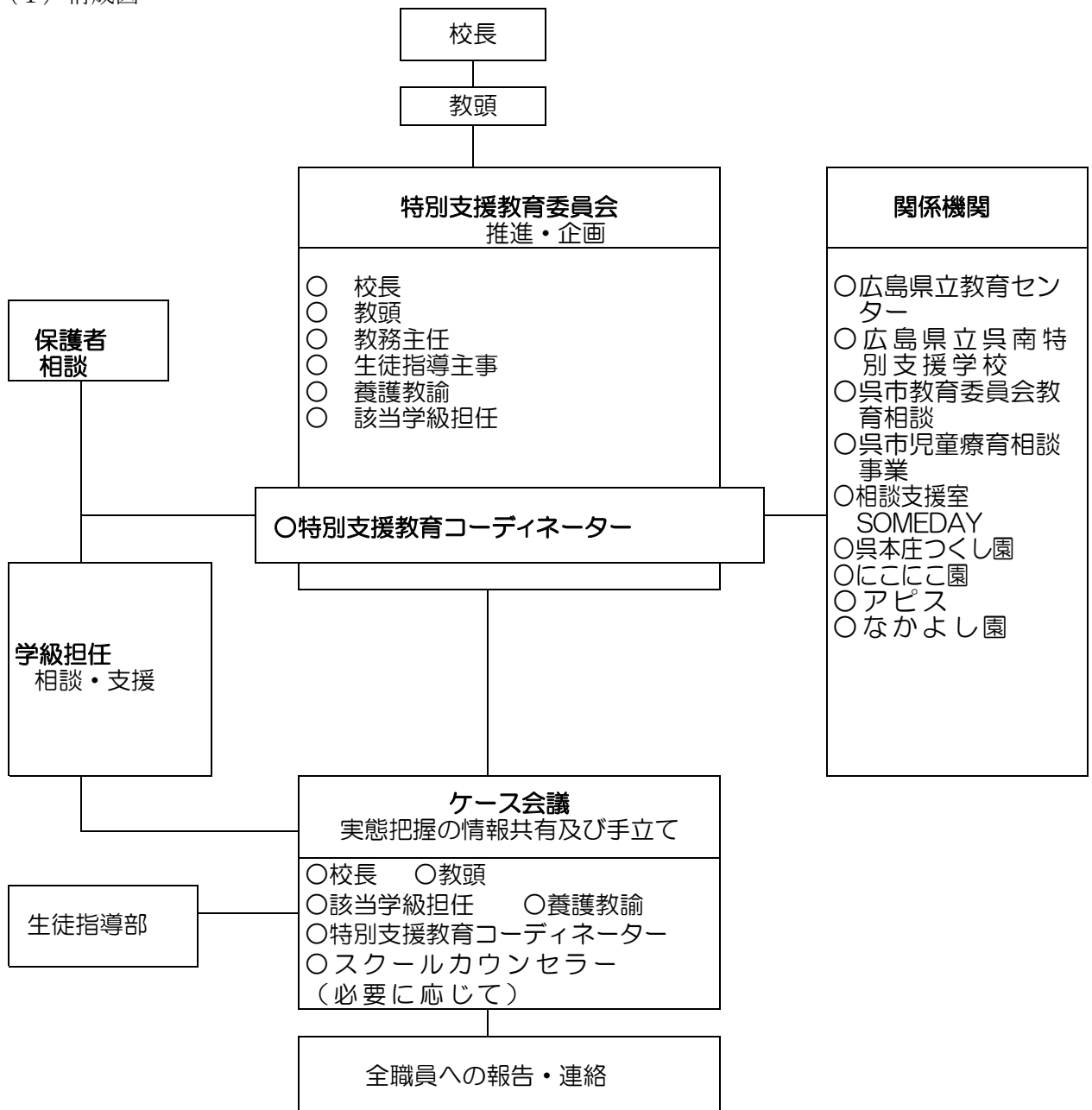
未来を創る

2 特別支援教育重点目標

- 特別な教育的支援が必要な児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する。
- 教職員や家庭・地域の特別支援教育に対する理解を深めると共に、関係機関との連絡を密にし、特別支援教育の充実を図る。

3 特別支援教育委員会

(1) 構成図



(2) 役割

- 特別支援教育コーディネーターが企画・運営して、最低年5回開く。必要に応じ臨時に開く。
- 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，該当学級担任で構成する。
- 特別支援学級在籍児童や，特別な教育的支援の必要な児童の実態把握をする。
- 通常学級に在籍する発達障害のある児童等への指導を中心に配慮を要する児童の諸問題や特別支援教育の推進について話し合う。
- 保護者や関係機関と連携して，「特別支援教育推進計画」，「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の検討をする。

(3) ケース会議

- 特別支援教育コーディネーターが企画・運営し，必要があれば随時開く。
- 支援を要する児童の学級担任，校長，教頭，養護教諭，特別支援教育コーディネーターで構成する。
- 必要に応じてスクールカウンセラーが入る。
- 支援を必要とする児童の実態，支援，評価，諸問題について話し合う。
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し，特別支援教育委員会に提案する。必要に応じて，全職員へ報告・連絡する。

4 特別支援教育コーディネーターの役割

(1) 校内における役割

- 学級担任と連携し，個別の支援が必要な児童の実態を把握する。
- 特別支援教育委員会を企画・運営する。
- 個別の支援計画を基に組織的な支援体制づくりを推進する。
- 特別支援教育校内研修の企画・運営をし，教職員の特別支援教育に対する理解を図る。

(2) 校外における役割

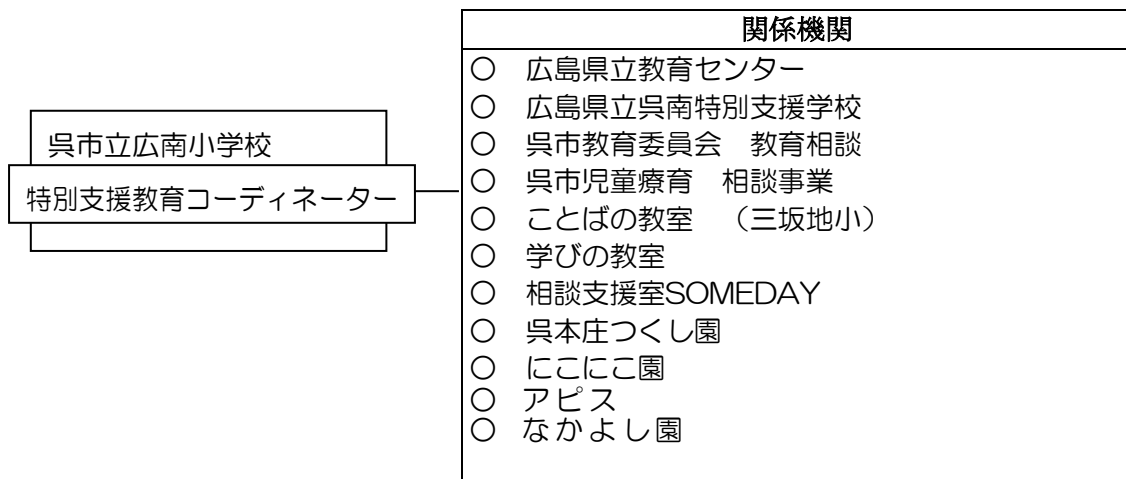
- 関係諸機関についての情報収集，関係機関との連携を図り，連絡調整をする。

5 年間計画

月	全体計画	特別支援教育委員会	ケース会議 該当児童担任
4	配慮を要する児童についての共通理解	・特別な教育支援が必要な児童の実態把握 <u>第1回特別支援教育委員会</u> ・個別の教育支援計画・指導計画の検討	該当児童担任 ：個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成，1学期の短期目標
5	配慮を要する児童についての共通理解	<u>第2回特別支援教育委員会</u> ・配慮を要する児童について	
6			
7	配慮を要する児童についての共通理解，1学期の成果と課題	<u>第3回特別支援教育委員会</u> ・個別の指導計画の評価と見直し ・2学期の個別の指導計画検討	該当児童担任 ：個別の指導計画の評価（成果と課題） 2学期の個別の指導計画作成 2学期の短期目標 ケース会議
8	職員研修（配慮を要する児童について）		
9			

10			
11			
12	配慮を要する児童についての共通理解。2学期の成果と課題	第4回特別支援教育委員会 ・個別の指導計画の評価と見直し ・3学期の個別の指導計画の検討	該当児童担任 ：個別の指導計画の評価（成果と課題） 3学期の個別の指導計画作成 3学期の短期目標 ケース会議
1			
2			
3	配慮を要する児童についての共通理解。3学期の成果と課題	第5回特別支援教育委員会 ・今年度の成果と課題 ・来年度の推進計画の作成	該当児童担任 ：個別の指導計画の評価（成果と課題） ケース会議

6 外部専門家や関係機関



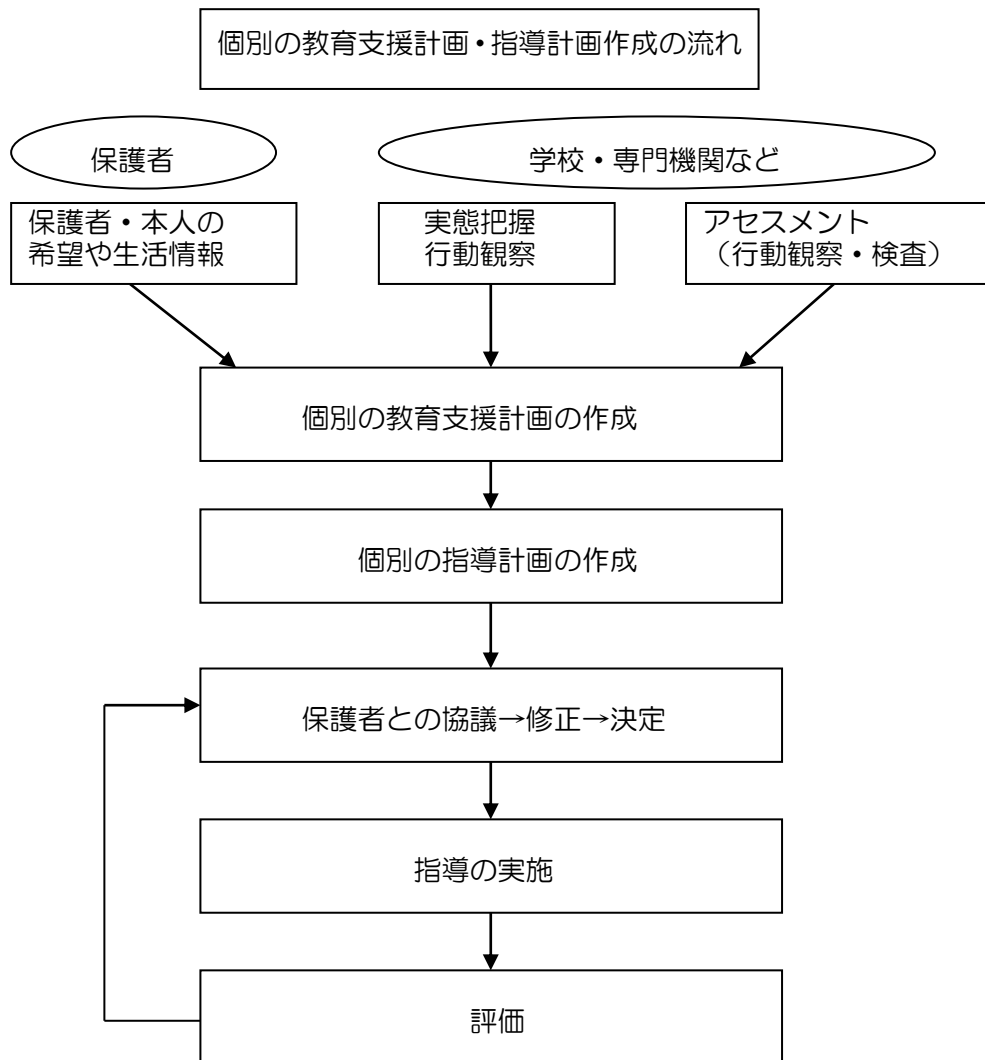
7 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用

(1) 実態把握の対象者と方法

- 特別支援学級在籍児童
- 発達障害のある児童
- 通級指導教室を利用している児童
- 特別支援教育委員会、ケース会議等において個別の支援が必要と認められた児童（就学指導方針が出されている児童等）

- ・児童の発達や障害の状況，抱えている困難の状況についてチェックリスト等によって実態把握をする。

(2) 作成手順



(3) 活用

- 「個別の教育支援計画」
 - ・特別支援教育委員会やケース会議，関係機関との連携等
- 「個別の指導計画」
 - ・保護者参画の下，指導内容を検討し，目標や手立てを明確にする。
 - ・教職員間や教職員と保護者との間で，指導に関する情報を共有する。
 - ・取組の成果を記録し，進級や進学及び転学に際し，次の担任が適切な指導を一貫して行えるように引き継ぐ。